

2015年安保から

政治を市民の手に

2016年選挙へ

SEKAI
別冊 no.88

〈特別対談〉
野党共闘が安倍政治を倒す
志位和夫×小沢一郎

I 2015年安保 ―私たちは何をなしたか

山口二郎 成田龍一 丸川哲史 青木理 福山洋子 石橋

II 手記：国会の内と外で

釜山南順子 杉原浩司 神宮司博基 福田龍紀

III なぜ選挙は市民から違いのか

岡田憲治 池田真朗 上藤律子

〈座談会・市民のできる選挙／選挙のできる市民〉

片木 淳 太田啓子 小林幸治

〈座談会・女性議員を増やそう！〉

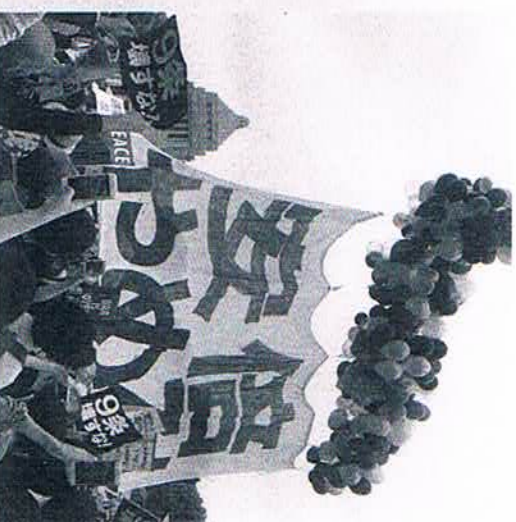
井戸まさえ 照野以崇 吉沢章子

IV 2016年選挙 ―望ましい未来に向けて

小林 節 小森啓一 横田一

〈座談会・RedDEMOSとは何か〉

中野晃一 大沢真理 水上貴典 諏訪原健 本間



2015年安保から 2016年選挙へ

―政治を市民の手に―

定価 (本体1000円+税) (送料110円)

◎岩波書店 2016

本誌掲載の記事は無断転載をお断りします

編集・発行者 清宮美穂子

印刷所 凸版印刷株式会社

発行所 岩波書店

〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5

TEL 03-5210-4141 FAX 03-5210-4144

ISSN 0582-4532

Printed in Japan

雑誌 05502-04



4910055020464

01000

市民のできる選挙 選挙のできる市民

片木 淳 × 小林 幸治 × 太田 啓子



— 安倍政権を成り立たせている要因の一つは、小選挙区制をはじめとして、民意を忠実に反映しない選挙制度ということが指摘されています。一方で、その政権の暴走を食い止める最大の手段も選挙であることは間違いない。しかし、あまりに複雑で規制の多い日本の選挙制度は、選挙を一部の政治のフロアのものとしてしまい、一般的な市民から縁遠いものにしてしまっています。

本日は、選挙と市民という切り口から話し合っていただけだと思います。まずは自己紹介からお願いします。

太田啓子 神奈川県藤沢市の法律事務所「憲法カフェ」に籍を置く弁護士です。「憲法カフェ」や「怒れる女子会」などの活動を行なっています。

選挙には、弁護士としてというより市民として関わってきました。3・11をきっかけとして政治に向き合うようになった市民は多いと思いますが、私もその一人です。小さな子どもがいたので、3・11以降の放射能汚染への不安から、周囲で同様の不安を持つ親たちとつなが

世界 SEKAI 2016.4 別冊——2015年安保から2016年選挙へ

りたいと思っただけです。子どもたちの給

食の食材検査について市議会に陳情を出

すなどの活動をしてきました。一緒に活

動していただく母さんたちは、それまで政

治に携わったことのない人ばかりで、選

挙に行かなかったこともあるという人も

いました。3・11をきっかけとして、

そういう人たちが動き出し、私もその動

きに励まされてきました。

二〇一二年二月の衆議院選挙では、

自民党政権に戻って原発再稼働という路

線に回帰していくのが怖くて、なんとか

それを止めたいたいと思い、地元(神奈川県

区)で原発発を掲げる非自民候補を応援

しました。選挙にかかわっている元市議

さんに連絡をしたら、電話かけのボラン

ティアが足りないと言われ、放射能に関

する運動と一緒にやってきた友だちと声

をかけました。みんな選挙事務所に行

って、マニュアルを見て教わりながら、

お互いの子どもを面倒しながら電話を

かけました。これが私の選挙運動のピ

ンチでした。その後のいくつかの選挙で、

街頭で応援演説をしたり、選挙カーに一

日、候補者と乗って応援弁士をやった

こともありまして。

片木淳 私は大学卒業後、当時の自治省

に入りました。地方と東京で勤務し、大

臣官房審議官(選挙担当)を半年間務めた

後、一九九九年から二年間、選挙部長を

務めました。この二年間は、衆参両選挙

から都道府県知事選挙の地方選も含めた

選挙の責任者として実務を担うとともに、

選挙制度にかかわる企画・立案に携わり

ました。二〇〇三年以降は早稲田大学教

授として、市民自治をテーマとして、地

方自治と選挙に関する講義を行なってい

ます。

昨年一月三日に「公正・平等な選

挙改革にとりくむプロジェクト」略称

「どリアロ」の「選挙市民審議会」が発足

しました。私も共同代表のひとつで、第

一部門の「選挙運営方法」、主に選挙運

動規制のあり方や政治参加のハードルを

下げるための方策に関して議論するチー

ムを担当しています。

一トをしています。

これまで交通六リニア法やシッ

クハウス対策のための建築基準法改正、

難民保護法案の立案などにかわり、最

近では公文書管理法などに対しても発言

し、関与してきましたが、大きなテーマ

として関わってきたのが、市民が参加で

きる選挙です。

世界に冠たる「からず選挙」

日本の選挙制度は、諸外国に比べても規制が多くて複雑なという指摘がなされています。実際に選挙制度の行政実務に携われてきた立場からは、いかがですか。

片木 公職選挙法(公選法)に関しては、選挙部長として選挙制度を担当していた経験から言っても、複雑すぎて、専門家ですら即答できない状態になっていると思います。

私も、選挙を担当することになってから公選法にかかわる膨大な資料を読み込みましたが、非常に苦労しました。条文だけでなく、その逐条解説、具体的な解釈の実例、過去の判例など、直接的に関係するものだけでも膨大な量になります。

選挙担当職員に専門的知識が必要であることは人事当局にもわかっていますから、ある程度は若いときから専門職として育てるように入事を考えていると思います。しかし、選挙実務に若い時分から携わり、選挙制度にほとんど特化して仕事をし

て前ことです。日本の公職選挙法は、世界に例のない「規制だらけの選挙法」なのです。

太田 コーヒーやケーキはダメで茶菓子ならいいとか、本場に細かい規制がありますね。公職選挙法は重要だと思っ

ていますが、腑に落ちないことだらけで、読んで頭に入っていない。みな、弁護士だから公選法に関しても当然知っています。でも実際にいられると聞いていると、少

でも、選挙実務のプロでもわけがわからなくらい複雑なのだとお聞きして、少し安心しました(笑)。

規制が市民を萎縮させる

選挙運動は公示、告示日以降しか行なうことができないという基本的な規制があり、その選挙期間の選挙運動についても全面的に規制されています。政策を伝えていくうえで基本となるチラシの配布にしても、候補者名の入ったものは、有権者の人数より圧倒的に少ない枚数の証拠を貼ったものしか配布でき

きた職員であっても、「この解釈で大丈夫か」と問われたときに常に即答できる

かといえば、そういう状況ではありませぬ。人間の記憶力には限界があるうえに、公職選挙法の規定自体が曖昧だからです。実際、選挙部長には国会議員など選挙に立たれた方から直接、問い合わせの電

話がよくかかっています。話がよくなるので、時間を十分に検討したうえで、即答して折り返し回答するのが通常です。即答すると、いくらペラペラであっても間違

うことが少なくないからです。特に複雑な公選法にかかわる膨大な資料を読み込みましたが、非常に苦労しました。条文だけでなく、その逐条解説、具体的な解釈の実例、過去の判例など、直接的に関係するものだけでも膨大な量になります。

選挙担当職員に専門的知識が必要であることは人事当局にもわかっていますから、ある程度は若いときから専門職として育てるように入事を考えていると思います。しかし、選挙実務に若い時分から携わり、選挙制度にほとんど特化して仕事をし

て前ことです。日本の公職選挙法は、世界に例のない「規制だらけの選挙法」なのです。

太田 コーヒーやケーキはダメで茶菓子ならいいとか、本場に細かい規制がありますね。公職選挙法は重要だと思っ

ていますが、腑に落ちないことだらけで、読んで頭に入っていない。みな、弁護士だから公選法に関しても当然知っています。でも実際にいられると聞いていると、少

でも、選挙実務のプロでもわけがわからなくらい複雑なのだとお聞きして、少し安心しました(笑)。

選挙運動は公示、告示日以降しか行なうことができないという基本的な規制があり、その選挙期間の選挙運動についても全面的に規制されています。政策を伝えていくうえで基本となるチラシの配布にしても、候補者名の入ったものは、有権者の人数より圧倒的に少ない枚数の証拠を貼ったものしか配布でき

され、天皇主権から国民主権になってか

らも、選挙運動にかかわる規制は、基本的にには変化せずに現在に至っています。むしろ、度重なる制度変更や裁判にともなう判例などが積み重なった結果、ますます規制が強化され、複雑なものになっ

てきたと言えるでしょう。簡単に思えるような問い合わせでも、担当者は非常に苦労します。公選法にかかわる実際の取り締まりは警察が行なうわけですが、警察でも対応に苦労しているのが実情でしょう。

選挙に関して国会で議論がなされる際には、総務省から選挙部長、警察庁から刑事局長が呼び出されることが多いのです。一九六二年の国会で、当時警察庁の刑事局長だった新井裕氏(後の警察庁長官が、公職選挙法というこんな長ったらしい法律はいらない、選挙は言論、文

書をもって戦うのは当然だといっているのになぜこんな規制を行なうのか、現場で取り締まる側も非常に苦痛を感じているという答弁をしています。半世紀以上

容が異なるところから、ほとんど日本の選挙制度はカオスといっているのではないでしょうか。

太田 そのような細かい規制のせいで、何が起きるかといえば、みんな萎縮してしまうのです。こういうことを言ってもいいんだっけとか、街頭でこういうアクションをしてもいいんだっけとか。そもそも、なんでそれが規制されているのか、その理由が腑に落ちないから、理由無視

で理不尽なルールでも丸暗記もしないことには把握できない。これでは一般的な市民は選挙に参加できません。まず、このようなルールを萎えるべきだと強く

思います。

片木 選挙は民主主義の基本となる制度ですし、代議民主制である日本において、候補者の間で積極的に政策や主張を表明し、どんどん討論していくことが求められているはず。候補者や政党などにかかわる情報が豊富に得られなければなりませんし、その豊富な情報の中で有権者が自由に投票態度を決めるのが、

本来あるべき選挙の姿です。それなのに、候補者や政党に「できるだけモノを言うのをやめろ」と定めているのが現在の公選法といつても過言ではありません。最近ではネット選挙の解禁で風穴が少し開いたとはいえ、選挙期間中の文書図画に関する規制はとりわけひどい状況で、基本的な規定については「べからず」です。本来あるべき選挙の姿からは程遠いと思います。小林 がんじがらめの規制のせいで、市民にとって選挙は遠いものになってしまっています。選挙というものは投票するものであって、自分が参加するものではない。選挙の最中ですが、映像を見ていると、戸別訪問や文書配布、多くの未成年者とも達の参加など、自由に選挙運動をしていくことがわかります。実際の大統領選挙の場合も同じように自由であり、なせ日本であるような選挙運動をすることができないのか、疑問を持ってほしいと思いますね。

片木 本来、取り締まるのが難しいものでありまして、ほとんどの人にはわかりませんが、外国の選挙運動について調べてみると、知人が外国の友人に聞いたように、「選挙期間」という概念を理解してもらえなかったそうです。

太田 それがむしろ普通でしょう。政治活動と選挙運動を区別すること自体、無理なこと、告示前後でからこと変わってしまう今のありかたは異常です。

片木 選挙期間については、戦後は三〇日くらいあった時期もあったのですが、それがほとんど縮められてきたので、わずか五日間などというのは現実的に有利であることは明白で、新人の候補

を無理に取り締まろうとするから、この無理な規制が出てくるのです。たとえば公選法には現在も「ちようちん(揶揄)必要かつ有利な行為」という広い意味を持つ解釈が運用されています。しかし、そうなるが政治家にとって日常的な政治活動や選挙区の地盤回りや冠婚葬祭などつきあいはどうなのか、許される「政治活動」との区別が問題になってきます。これについても、従来から解釈で、「政治活動」とは、政治上の目的をもって行われる諸行為(政治上の主義、施策を推進、支持、あるいは反対し、又は、公職の候補者を推薦、支持、あるいは反対することを目的として行う直接間接の行為)から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」とされ、一般の「政治活動」であっても「選挙運動」の定義に当てはまれば、すべて禁止の対象とされていくのです。

常識的に言つて、わずかな選挙運動期間を問だけしか選挙運動をできないのでは、とてもではありませんが候補者の政策や実績、人柄などを有権者に浸透させることはできません。町村長や町村議会の選

者は出ても無駄だと言っているようなものです。そして、このような不合理な公職選挙法を改正したくても、現職にとつては有利な法律ですからなかなか変えられない。

太田 ところが選挙制度改革の一番の民でもかかわらず事前運動を行なった者は、一年以下の禁錮又は三〇万円以下の罰金に処することとされており(公職選挙法第三九条第一項第一号)、さらに選挙権と被選挙権が停止されます(同第三五条第一項、第二項)。何か事前運動になるのかよくわからないにもかかわらず決して軽くない刑罰の対象になるというでは、罪刑法定主義の原則に反するというのが私の主張したいひとつの論点です。選挙に関わろうとしている市民が、複雑すぎる制度のためにそれが違法なか適法なのかわからないまま行なつたことが刑罰の対象になつてしまいかねないのですから。

太田 本当に野蛮な制度だと言っていますね。罪刑法定主義に反して違法か適法かが明確でないことから、選挙

「政治活動」と「選挙運動」

選挙運動は選挙期間でなければ行なうわけです。つまり、規制する方向で選ばれる諸行為(政治上の主義、施策を推進、支持、あるいは反対し、又は、公職の候補者を推薦、支持、あるいは反対することを目的として行う直接間接の行為)から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」とされ、一般の「政治活動」であっても「選挙運動」の定義に当てはまれば、すべて禁止の対象とされていくのです。

常識的に言つて、わずかな選挙運動期間を問だけしか選挙運動をできないのでは、とてもではありませんが候補者の政策や実績、人柄などを有権者に浸透させることはできません。町村長や町村議会の選

か。

太田 「政治活動」と「選挙運動」の区別についても、ほとんどの人にはわかりませんが、外国の選挙運動について調べてみると、知人が外国の友人に聞いたように、「選挙期間」という概念を理解してもらえなかったそうです。

小林 外国の選挙運動について調べてみると、知人が外国の友人に聞いたように、「選挙期間」という概念を理解してもらえなかったそうです。

太田 それかむしろ普通でしょう。政治活動と選挙運動を区別すること自体、無理なこと、告示前後でからこと変わってしまう今のありかたは異常です。

片木 選挙期間については、戦後は三〇日くらいあった時期もあったのですが、それがほとんど縮められてきたので、わずか五日間などというのは現実的に有利であることは明白で、新人の候補

を無理に取り締まろうとするから、この無理な規制が出てくるのです。たとえば公選法には現在も「ちようちん(揶揄)必要かつ有利な行為」という広い意味を持つ解釈が運用されています。しかし、そうなるが政治家にとって日常的な政治活動や選挙区の地盤回りや冠婚葬祭などつきあいはどうなのか、許される「政治活動」との区別が問題になってきます。これについても、従来から解釈で、「政治活動」とは、政治上の目的をもって行われる諸行為(政治上の主義、施策を推進、支持、あるいは反対し、又は、公職の候補者を推薦、支持、あるいは反対することを目的として行う直接間接の行為)から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」とされ、一般の「政治活動」であっても「選挙運動」の定義に当てはまれば、すべて禁止の対象とされていくのです。

常識的に言つて、わずかな選挙運動期間を問だけしか選挙運動をできないのでは、とてもではありませんが候補者の政策や実績、人柄などを有権者に浸透させることはできません。町村長や町村議会の選

軽部謙介

検証 バブル失政

—エリートたちはなぜ誤ったか

四六判・上製カバー・432頁 本体2800円(税別)

徹底した取材で日銀や大蔵省、さらにアメリカ側の公文書、日記、備忘録、一五〇人以上の当局者へのインタビュー、極秘の部内でのオラクルヒストリーなどを独自に入手。「あの時代」の金融行政の最前線を生々しく再現する。

岩波書店

太田 これは教育現場における問題にも通じることだと思えます。私の市民運動の出発点は「憲法カフェ」という憲法の出張勉強会なのですが、主権者教育を受

に問わずとする市民が萎縮してしまふ。表現の自由や政治活動の自由に対する事実上のアレッシャーとなっています。それを狙って作られているのではないかと

自由な討論を規制する公選法

選挙期間に入るまで討論が規制されてしまふということも、公選法のおかしな点です。チラシなどの文書の規制もそうだし、戸別訪

片木 それを実際に行なっているのがドイツです。連邦レベルにも各州のレベルにも政治教育センターが設置され、政治教育が盛んに行なわれているドイツでは「教室に対立軸を持ち込んで議論させ

公選法違反になつてはいけないからと詳細の細かい規制に抵触しないよう非常に気

片木 私らも、改憲について賛成の

小林 各地の青年会議所などは選挙期間

真

植村隆

公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない、つまり「政治教育をしない」と書いてある。けれどもそれに続く第二項には「学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と「政治的中立性」が念押しされている。

本田「中立」という言葉が、歪曲された「政治的中立性」として行動する人に対して、「色がついている」と揶揄する表現もありますが、しかし、政治的なテーマについて触れない、考えない、何も言わない、ということとは、中立でもなんでもなく、「今のままでいい」という、それ自体も一つの「色」に他ならぬものに。

片木 まったくその通りです。「政治的中立性」が「非政治性」と誤解されてき

ました。政治をテーマにすることか中立政治の見解に触れないのが中立といえない、とされています。

よい、もちろん、それが強制になつてはどちらかの立場に立つて意見を言つても構いません。選挙管理委員会や明るい選挙推進協会にもあります。選挙等の任務には「常時啓発」と「選挙時啓発」があります。投票率が低下している今、常時啓発をどのように行なつていくかが重要なテーマになっていますが、これまでは「政治家の寄付は受け取らない」といった異論のない建前の啓発が中心となつていて、民主主義の中心について踏み込

ない中で、若者にいきなり投票に行けと言つても、なかなか難しいです。ま、まして公選法の規制のもとで候補者についての情報が行き届かないシステムになつてしまつているのですから。日常的にニュースで話題が流れる国政選挙については、自分たちに関係することだという感覚や、もしくは、選挙に行くことで具体的に何かが変わるといふような経験がないと、選挙に行くほうがむしろ珍しいという現状は変わらないでしょう。

選挙制度の関連から言えば、選挙公報や掲示板ホストでは、まったく判断にとつて不十分であることは言うまでもあ

りました。政治をテーマにすることか中立政治の見解に触れないのが中立といえない、とされています。

片木 私二〇〇九年に語学の勉強のためドイツに滞在していた際に、ちょうど連邦議会選挙がありました。ドイツ語のフーバルド授業で、まさにその各党の選挙テーマにグループで出かけていて、話を聞いてくるというのがありました。が、

りません。公開討論会などを通じて、若者をはじめとする有権者が直接候補者に関わられる双方的な場を作つていく必要があると思います。ドイツの選挙では、街角にワゴンを出して政党や候補者のパンフレットを置き、その脇に支持者たちが待機して、人々の質問に答えたり、議論したりしています。まずはそんなことができればいいのです。

片木 私が二〇〇九年に語学の勉強のためドイツに滞在していた際に、ちょうど連邦議会選挙がありました。ドイツ語のフーバルド授業で、まさにその各党の選挙テーマにグループで出かけていて、話を聞いてくるというのがありました。が、

んでいなかっただと批判されています。本田「べからず」ルールの徹底機関になつてしまつていゝんですね。

片木 二〇一二年の二月に、明るい選挙推進協会会長の佐々木毅さんが座長を務める総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」が、この政治教育の「常時啓発」を考え直し、「主権者教育」を進めるときの報告書として、私は民主主義における討論の重要性を強調していません。現状の問題自体はよく認識されており、

政府の「主権者教育」の取り組みに道を開いたという点で、評価しています。

自由でさえあれば楽しい選挙

「政治教育が実質的には行なわれていない。投票率の低下が顕著で、現在、投票率の低下が顕著で、多くは自民党の投票率の低下、そして二〇代など若い世代の投票率の低下が顕著です。

小林 政治的なテーマで討論をする体験

真

植村隆

ました。政治をテーマにすることか中立政治の見解に触れないのが中立といえない、とされています。

片木 まったくその通りです。「政治的中立性」が「非政治性」と誤解されてき

ました。政治をテーマにすることか中立政治の見解に触れないのが中立といえない、とされています。

片木 私二〇〇九年に語学の勉強のためドイツに滞在していた際に、ちょうど連邦議会選挙がありました。ドイツ語のフーバルド授業で、まさにその各党の選挙テーマにグループで出かけていて、話を聞いてくるというのがありました。が、

ない中で、若者にいきなり投票に行けと言つても、なかなか難しいです。ま、まして公選法の規制のもとで候補者についての情報が行き届かないシステムになつてしまつているのですから。日常的にニュースで話題が流れる国政選挙については、自分たちに関係することだという感覚や、もしくは、選挙に行くことで具体的に何かが変わるといふような経験がないと、選挙に行くほうがむしろ珍しいという現状は変わらないでしょう。

選挙制度の関連から言えば、選挙公報や掲示板ホストでは、まったく判断にとつて不十分であることは言うまでもあ

りました。政治をテーマにすることか中立政治の見解に触れないのが中立といえない、とされています。

片木 私二〇〇九年に語学の勉強のためドイツに滞在していた際に、ちょうど連邦議会選挙がありました。ドイツ語のフーバルド授業で、まさにその各党の選挙テーマにグループで出かけていて、話を聞いてくるというのがありました。が、

りません。公開討論会などを通じて、若者をはじめとする有権者が直接候補者に関わられる双方的な場を作つていく必要があると思います。ドイツの選挙では、街角にワゴンを出して政党や候補者のパンフレットを置き、その脇に支持者たちが待機して、人々の質問に答えたり、議論したりしています。まずはそんなことができればいいのです。

片木 私が二〇〇九年に語学の勉強のためドイツに滞在していた際に、ちょうど連邦議会選挙がありました。ドイツ語のフーバルド授業で、まさにその各党の選挙テーマにグループで出かけていて、話を聞いてくるというのがありました。が、

んでいなかっただと批判されています。本田「べからず」ルールの徹底機関になつてしまつていゝんですね。

片木 二〇一二年の二月に、明るい選挙推進協会会長の佐々木毅さんが座長を務める総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」が、この政治教育の「常時啓発」を考え直し、「主権者教育」を進めるときの報告書として、私は民主主義における討論の重要性を強調していません。現状の問題自体はよく認識されており、

政府の「主権者教育」の取り組みに道を開いたという点で、評価しています。

自由でさえあれば楽しい選挙

「政治教育が実質的には行なわれていない。投票率の低下が顕著で、現在、投票率の低下が顕著で、多くは自民党の投票率の低下、そして二〇代など若い世代の投票率の低下が顕著です。

小林 政治的なテーマで討論をする体験

実は「捏造記者」ではない

四六刊・並製カバ：24頁 本体1800円(税別)

一九九一年に元慰安婦について書いた本の記事が、元記者の人生を狂わせた。家族・職場の大学のまで、中傷・嫌がらせ・脅迫。元記者の闘いのうねりは、司法、活字メディアへと広がっている。日本

岩波書店

三浦まり

私たちの声を議会へ

『選挙代書』四六刊・並製カハ1・24頁本体200円(税別)

代表制民主主義
の再生

民主的であるはずの選挙を通じて、権力が一部の人間に集中してしまふ。日本では少数のエリートが意思決定を独占し、人びとの意見が政治に反映されない状態が続いている。機能不全に陥った代表制民主主義再生への途とは。

岩波書店

関連法案に反対するSPEのよう活動き、選挙に関する勝手の動きや住民投票など、直接民主主義的な運動が盛り上ってきていますね。

間接長官制の制度疲労はきちんと対応していかなくてはならないのですが、これらの新しい運動とお互いに刺激し合っていくのは、いい方向に変わっていく可能性があります。

大田 小さなことでも、自分が関わったことで社会が変わるといふ体験が必要だと思っっています。3・11後、放射能汚染に関していろいろ調べてきましたが、子どもの給食対応や汚染調査などの対策は、自治体レベルでまったく違うのですね。

この活動を通して、私は自治体の存在を実感しました。いい動きをしている自治体は、こういう問題に理解のある市長がいたとか、必ずしも市民の力だけではなのですが、市民が動くことで具体的に変わっていかなくとも数多くあります。やはり自分の身近なところで体験しないと実感できない。3・11のあとに働いたお母さんたちは、このことを実感していると思っっています。「あそこ市長はいねえ」といふことで社会が変わるといふ体験を聞かないという情報は共有できています。こういう体験をした人は、放射能の問題に限らず、他のテーマに関して自信を持って働けるようになります。こういう成功体験はとて重要だと思いますね。

片木 保育所問題なども大きいでしょうね。みんな待機児童問題で怒っていますから。市町村などの基礎自治体でそのような実感を持っているのは、そこで生活しているからこそです。私も子どもを持つまでは、地元といっても、ただ眠りに帰る場所という感じでした。せいぜいゴミの分別くらいしか意識していません。

片木 本来、自治体は「民主主義の学校」ですからね。

大田 自治体の中で動き始めると、そう実感します。遠い存在だと思っっていた政治

大田 政治的な集会に行く人は「変わらなところがありますからね(笑)。

では政治集会には人目を避けて行くようを選べる傾向も出てきてしまう。日本小林 原則禁止の選挙だから、選挙自体が、なぜ今も生きていくのか。不思議でついていない。明治憲法時にできた規制止」法は、そもそも国民主権の発想に基づいていない。明憲法時にできた規制変える必要があります。現在の「原則禁止」これだけだとダメ、というように則自由で、禁止する行為についても明確変えていかないと、原則禁止ではなく原大田 選挙をわくわくするようなものにの条文も変えていくべきですね。

大田 選挙法を准用しつつ、選挙運動規制に都構想をめぐる住民投票の際には、公職一部解禁などもそうですし、昨年の大阪ネット選挙やマニフェスト選挙のし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

大田 それなのに本当の選挙が変わらな行なわれていくと思っます。模擬投票は盛り上がると思っますよ。実際に選挙に行ったらどうなのかということも伝わるし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

片木 一八歳選挙権の導入もあり、学校における模擬投票の試みなどが積極的に行なわれていくと思っます。模擬投票は盛り上がると思っますよ。実際に選挙に行ったらどうなのかということも伝わるし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

大田 それなのに本当の選挙が変わらな行なわれていくと思っます。模擬投票は盛り上がると思っますよ。実際に選挙に行ったらどうなのかということも伝わるし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

大田 選挙法を准用しつつ、選挙運動規制に都構想をめぐる住民投票の際には、公職一部解禁などもそうですし、昨年の大阪ネット選挙やマニフェスト選挙のし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

大田 それなのに本当の選挙が変わらな行なわれていくと思っます。模擬投票は盛り上がると思っますよ。実際に選挙に行ったらどうなのかということも伝わるし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

片木 一八歳選挙権の導入もあり、学校における模擬投票の試みなどが積極的に行なわれていくと思っます。模擬投票は盛り上がると思っますよ。実際に選挙に行ったらどうなのかということも伝わるし、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があったら行ってみようと思っ人も増えてくるでしょう。

河野洋平

日本外交への直言

— 回想と提言

四六判・上製カバー・192頁 本体1900円税別

冷戦崩壊以降の激動期に官房長官や外務大臣を歴任し、護憲保守を貫いてきたリベラリストは、現在の政治と外交をどう見るか。湾岸戦争、PKO法、河野談話、村山談話、核軍縮決議など、戦後外交の焦点への証言と総括。

岩波書店

「ト」があります。これまでは金権政治に
ならないうための規制に重点を置いていた
わけですが、最近では、その規制がかえ
って自由な選挙をゆがめている面が強い。
これは技術的な問題ではなく、「民主主義
とは何か」という根本的問題であって、
民主主義とは根柢を示しながら自分の意
見を主張し、異なる主張どうしを討論し
ながら公的な問題について結論を出して
いくことです。こうした行為を国内でタ
ク「視」してしまっているから、日本人は
国際会議で意見を述べることができない。
討論による民主主義を実現するために
も、市民を萎縮させるような選挙運動規
制は全廃すべきであり、それが選挙制度

だ手がついでいない状況で、あまり議論
に關する議論は昔からありますが、いま
批判もあります。地方議会選挙の連記制
村は大選挙区制で、一貫してないとい
片木 国政では小選挙区制度なのに市町
ことではないと思います。
きます。この制度改革はそんなに難しい
たとえば女性議員が増える効果も期待で
す。アインリテイも当選しやすくなり、
員の選挙ではいいのでは、と思っていま
数の票を投じる制連記制が地方議会議
になつてしまいます。定数より少ない複
選しそうな人に投票する、という変な形
い人はなく、応援したい人の中で一番落
きというところだけ残し、あとは、戸別
訪問も含めて原則として自由にするのが
いいのではないかと思います。お金の使
い道についての規制はきちんとしておか
ないと、潤沢な資金を持つ人が選挙に強
くなつてしまふという問題があるので、
そこをどうするかですね。

改革の主要なテーマであるべきです。
小林 原発事故の後、国会に調査委員会
が作られました。選挙制度に関しても
国会に調査委員会を作って検討をするべ
きだと思います。直接的な利害関係者で
ある国会議員で行なうのではなく、有識
者や市民を入れる形で。
片木 私たちの選挙市民審議会もその役
割を担おうとしているわけです。審議会
にはさまざまな分野の専門家が入ってい
ますし、今後多くの市民に参加しても
いいながら、制度改正案を作ってきた
らいいと思います。その検討内容を国会につ
ないで、本格的改正を迫っていきたくい
ところで。今年の秋には中間報告を出し、

もざれていないように思います。
— インタネット選挙の解禁や定数問題な
どで議論の続いている公職選挙法ですが、今
後どのように対応していくべきかと思われま
すか。
小林 買収など、これは規制しておくべ
きというところだけ残し、あとは、戸別
訪問も含めて原則として自由にするのが
いいのではないかと思います。お金の使
い道についての規制はきちんとしておか
ないと、潤沢な資金を持つ人が選挙に強
くなつてしまふという問題があるので、
そこをどうするかですね。
太田 現状でも実際には資金のある人が
やはり有利です。本来、公職選挙法
の政治運動規制の根柢は、金権政治の防
止という意味合いもあるはずなのですが、
それ自体の規制はあまり効いていない気
がします。
小林 公費負担のありかたも再考すべ
きでしょう。現在も法定の公費負担の上限

現行の公選法は廃止すべきだ

主な改正案を出す予定です。選挙運動規
制だけでなく、高額な供託金の問題もあ
りますし、もっと大きな小選挙区制度や
政治資金のあり方など、選挙にかかわる
テーマは非常に多くありますが、ひとつ
ひとつ丁寧に議論していきたいと思いま
す。
小林 現状の制度では会費員などが選挙
に出にくいという問題もありますね。失
職になつてしまふので。
太田 電力会社やNTPなど、一部の大
企業の場合は議員になると休職できるシ
ステムがあります。それは結局、例え
ば電力業界の利益を代弁する議員をハッ
クアップするための制度になっています。

は決まっていますが、その規定をより明
確にして、その枠内で候補者が何に使う
かは基本的に自由にするという方向性が
いいのではないのでしょうか。
片木 今の日本の選挙運動規制は世界的
に見てもきわめて特殊です。民主主義の
先進国でこんな規制をやっている国はあ
りません。もちろん、選挙年齢が何歳か
らといった選挙の基本的仕組みに關して
の規定は当然必要ですが、このような事
細かな選挙運動規制は諸外国に例があり
ません。しかし、諸外国ではそれでもき
ちんと選挙が行なわれているのです。
これまで述べてきたように、現行の公
職選挙法の選挙運動規制は、表現の自由
や罪刑法定主義という観点からの問題、
国際人権規約に違反するなどの問題があ
り、選挙自体を面白くないものにし、市
民に対する萎縮効果もあって、新人が選
挙に出にくいという事態を生んでいます。
早急に、現行法の改廃を含めて抜本的な
対応を行なうべきです。
もちろん、制度にはメリットとデメリット

この問題は、選挙制度だけではなく、日本の雇用情勢とも密接に絡んでいます。元には戻れない。そのために、会社員がいったん正社員から外れると、なかなか選挙に出ようとすると青水の陣になつてしまふ。だから立候補できる人は、議員依職制度があるようなく限られた大金業に勤務しているとか、不労所得があるとか、資格がある専門職とか、親から地盤を受け継いだ人など、限られた人だけになつてしまふ。

小林 自治体の議員をされた方に伺ったのですが、議員失職後の再就職は本当に大変そうですね。議員経験者は敬遠されるということでしょうか。

太田 そういふ状況は、議員としての仕事の質にも大きな影響を及ぼしてしまふですね。「次の選挙で落選したら生活できなくなる」と思うと、議員として仕事をすると、心のどこかで「落選しないこと」を高い優先順位にせざるを得なくなる。そして、その上に乗った安倍政権は、その議席を得ている間に、法的にやりたいことを押し進めるといふことになりがちです。民主党政権時代は「決められない政治」と批判されていましたか、今の政権は独断的な「決める政治」です。原案再稼働、集団的自衛権、安保法制と、さまざまな分野で、国民の大多数の意見とは異なることを決めてしまつています。このことに多くの国民が懸念を抱いている。

しかし私は、逆説的に言えば、この状況は民主主義にとってのチャンスだと考えています。危機意識をこにして、選挙で自分たちの意思を表明し、民意を反映する政治に変えていくチャンスです。自分たちの意思をどう表明していくか、その最大のチャンスは選挙にあるのですから。今度の選挙で自分たちの意思を表

こういふ話を聞いたことがあります。ある原簿立地候補地で、原簿招致に反対する市民の中から、人望のある高校教師の方が立候補することになったそうなのですが、選挙に出るために学校を退職するもので、その方の生涯年収が衰わつてしまふ。落選してしまつたらなおさらです。それを市民がサポートして補填しようとする人があつたと聞きました。立候補という試みがあつたと聞きました。立候補したい人がいなければ出したい人を出さず、出すからには過剰な負担を負わせることのないようにすることも必要な改革だと思ひます。

選挙を市民のものに

私は前から、「怒れる女子会」企画としてやれないかなと思つているのがありまして、タイトルだけは決めており、「はじめのせんきょえん 明日からあなたも選挙参謀」というものなので、投票したい人がいないから選挙に行かない、というのは、もうやめる。入れたい人がいなければ出したい人を出さず、出すからには過剰な負担を負わせることのないようにすることも必要な改革だと思ひます。

「怒れる女子会」企画としてやれないかなと思つているのがありまして、タイトルだけは決めており、「はじめのせんきょえん 明日からあなたも選挙参謀」というものなので、投票したい人がいないから選挙に行かない、というのは、もうやめる。入れたい人がいなければ出したい人を出さず、出すからには過剰な負担を負わせることのないようにすることも必要な改革だと思ひます。

「怒れる女子会」企画としてやれないかなと思つているのがありまして、タイトルだけは決めており、「はじめのせんきょえん 明日からあなたも選挙参謀」というものなので、投票したい人がいないから選挙に行かない、というのは、もうやめる。入れたい人がいなければ出したい人を出さず、出すからには過剰な負担を負わせることのないようにすることも必要な改革だと思ひます。

明し、国民主権を実現して行く流れにならんと、心から望んでいます。

特に若い世代には、主権者教育も始まるべきです。選挙制度は、主権者教育も始まるべきです。選挙制度は、主権者教育も始まるべきです。選挙制度は、主権者教育も始まるべきです。

小林 私が今ひとつとても心配しているのは、安倍政権が改憲に前のめりになっていることです。選挙制度の関係で言うと、自民党の改憲案では在日外国人の参政権を憲法上認めないこととしており、参政権を排外的なものにしてしまおうと目論んでいます。私は、自治体選挙のレベルで言えば、選挙制度も一律ではなく、自治体ごとに決めるようにしてもいいのではないかと思つています。地方分権の流れの中で、その自治体の市民、住民で選ばれるべき人が、もつとも効果的な主権者

いま、立憲主義の重要性があらためて注目されています。立憲主義の重要性は当然ですが、その下で、憲法の本質を選挙制度にどう具体的に表現していくのかという議論を積極的にしていけないといけません。選挙は有権者、市民の代表者を選ぶものですし、選ばれた議員が社会のルールである法律を決めるわけですから、主権者として選挙に関与しなくてはならないかと思つています。公職選挙法はいつたん廃止し、根本から作り替える大手術が必要だと思つています。

「怒れる女子会」企画としてやれないかなと思つているのがありまして、タイトルだけは決めており、「はじめのせんきょえん 明日からあなたも選挙参謀」というものなので、投票したい人がいないから選挙に行かない、というのは、もうやめる。入れたい人がいなければ出したい人を出さず、出すからには過剰な負担を負わせることのないようにすることも必要な改革だと思ひます。

（司会 本誌編集部・熊谷伸一郎）